

朝のワ、アリ

九 記

嘆願書

- 一、今回就任シタル渡田総監督は横暴ニシテ吾等ノ首班トシテ戴ク不能依テ排斥ス
- 二、吾等物、特新ノ改革ヲ希望ス
- 三、園内権ノ確認
- 四、逕成手等ヲ勤続年限ニ拘ヘテ以上
- 五、但シ解雇ノ場合ニモ金シテ支給スルノ特新ノ措置ハ社業員一同ノ投票ニ依リテ之ヲ決スル
- 六、最低賃金男工ハ全一円三十分以上且ツ年二期ニ分テ昇給スルニト但シ日給一割以上ノ一

工場側ノ回答

- 一、九月解職ス
- 二、調度ノ上決定
- 三、工場事務員ト成ル者ハ其ノ所定ノ薪シテ定ケルコト、不下シ
- 四、一週以上三月未満日給一週五分、六月未満二週五分、一年未満二十分、六月以上四月未満五分、二十四日未満五分、六月未満五分、又リ自己ヨリ逕成シタル場合ハ支給ス
- 五、否認
- 六、否認

- 七、従前ハ午前午後休憩時間無之工場法違反ト認ム依ツテ今回より午前午後十分各完、休憩ヲ希望ス
- 八、吾等工場改革ノ結果ハ通過スルニ工場内規則ヲ揭示スルニト

- 七、午前九時三十分より午後五時三十分迄午後三時より五分迄
- 八、十分ノ給料ヲ給ス

右ハ吾等一同連署者ヨリテ願上

大正十年八月廿七日

岡根岩松  
外亦四名